

厚生労働省
東京労働局発表
令和7年8月25日

担
当

東京労働局職業安定部職業対策課
課長 湯地 幹彦
助成金事務センター室長 三田 陽子
助成金事務センター室長補佐 萩生田 義昭
電話 03-5909-3122

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金を不正に受給した 事業主の公表について

東京労働局（局長 増田 嗣郎）は、今般、下記事業所について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので、公表します。

事業主	名称	株式会社久菱成文堂
	代表者氏名	代表取締役 赤堀 剛
事業所	名称	株式会社久菱成文堂
	所在地	東京都港区芝浦1-9-7 芝浦おもだかビル1階
	事業の概要	文具等製造卸売業、小売業
不正受給の概要	助成金名	①雇用調整助成金 ②緊急雇用安定助成金
	金額 (返還状況)	① 103,145,063円(未返還) ② 9,645,890円(未返還)
	支給決定等 取消年月日	令和7年8月14日
	内容	教育訓練及び休業をしていないにもかかわらず、教育訓練及び休業をしたとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給した。